



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧（漁港漁場課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施（衛生業務課） 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

訓 令

- 沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 4

人事委員会事項

- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 4

正 誤

- 平成29年 3 月31日付け公報号外第 5 号中訂正 5

告 示

沖縄県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市アガリカタ地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年 5 月 9 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 5 月 9 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 石垣市字名蔵浦田原 1 番46・字石垣ツカラ岳962番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 石垣市字名蔵浦田原 1 番46・字石垣ツカラ岳962番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第281号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により琉球地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画書の案
- 2 縦覧の期間 平成29年5月9日から同月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター、沖縄県中部農林土木事務所、沖縄県南部農林土木事務所、沖縄県宮古農林水産振興センター、沖縄県八重山農林水産振興センター、久米島町役場、伊江村役場及び南大東村役場
- 4 意見書の提出方法及び期限 特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年12月5日から平成29年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第283号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から平成30年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更認可の年月日 平成29年4月21日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成29年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
(1) 日時 平成29年8月8日 午前10時から12時まで

(2) 場所

- ア 沖縄県市町村自治会館 沖縄県那覇市旭町116番地37
- イ 沖縄県宮古保健所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地
- ウ 沖縄県八重山保健所 沖縄県石垣市字真栄里438番地

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 受験手続 受験願書を平成29年6月12日（月曜日）から同月19日（月曜日）までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療部衛生薬務課に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受験願書を受け付けないこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部衛生薬務課（電話番号098-866-2055）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・16号国際センター線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 波平前島地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画景観地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 ヤチムンの里地区景観地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画景観地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 座喜味城跡周辺地区景観地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月16日 沖縄県指令土第889号、平成29年4月12日 沖縄県指令土第304号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数後原266番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松島1丁目23番11号 株式会社あおぞら産業 代表取締役 比嘉弘典
- 5 検査済証番号 平成29年4月24日 第4366号
- 6 工事完了年月日 平成29年2月23日

訓 令

沖縄県訓令第36号

沖縄県企業局訓令第8号

沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

沖縄県警察本部訓令第20号

庁	内	一	般
企	業	局	
病	院	事	業
教	育	庁	
警	察	本	部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月9日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長	町 田 優
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長	池 田 克 史

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に、「保健医療部生活衛生課長」を「保健医療部衛生業務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年5月9日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月9日

沖縄県人事委員会			
委員	長	宮 國	英 男

沖縄県人事委員会規則第12号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「沖縄県漁業信用基金協会」を「全国漁業信用基金協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成29年4月3日から適用する。

正 誤

平成29年3月31日付け公報号外第5号掲載の「沖縄県財務規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第25号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	下から21	年2.9パーセント	年2.7パーセント

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--